

9月10日から10月10日までは「生活排水きれい推進月間」です

大分県では、9月10日から10月10日までを「生活排水きれい推進月間」と定めています。食器を洗う前に油汚れを拭き取ったり、適量の洗剤を使うなど生活排水をきれいにする取り組みを呼びかけています。

私たちは、恵み豊かな自然に囲まれ、きれいな水の恩恵を受けています。

河川のきれいな水を守り、子供たちに引き継いでいきましょう。

○毎日の生活の中で汚れた水を流さない「一人ひとりの心がけ」が大切です。



ゴミの上手な出し方

今まで『ゴミ』として出していたものの中に、『リサイクル資源』はありませんか？

分別をしっかりとすることで、ゴミが減り、焼却にかかる費用も削減され、家庭から環境にやさしい取り組みが出来ます。

○生ごみはしっかり水切り

ごみの減量になります。さらに、嫌なにおいの発生を抑えることが期待できます。

可燃ごみの約半分は生ごみ。その80%は水分と言われています。



○第1分別のペットボトルは、必ず中身をすすいで、缶、ビンとは分別

リサイクル資源としての販売価格に大きく影響します。

○特殊な紙以外は古紙回収日に出す

お菓子の箱や包装紙、新聞紙（広告）などは、資源回収に出しましょう。ごみ袋の節減にもなります。

* 玖珠清掃センターへ直接持ち込む場合は、料金が発生する場合があります。

○店舗が取り組んでいる容器包装類の回収を利用

卵パックや食品トレイを各店舗の回収ボックスに取り組み条件を守って出す。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ 保険料の後払い（追納）をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

免除などの承認を受けた期間の保険料は、後から納付（追納）することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

<追納に関する注意事項>

1. 追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除などの期間（例：令和2年4月分は令和12年4月末まで）。
2. 承認などをされた期間のうち、原則古い期間から納付。
3. 保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。

追納のお申し込みを希望される方、ご相談はお近くの年金事務所までお問い合わせください。

問 日田年金事務所 ☎0973(22)6174 住民課保険年金班 ☎(72)1113